

三芳町協働のまちづくり条例（素案）

三芳町協働のまちづくり条例施行規則（素案）

に関する意見募集

次のとおり、広く町民の皆さまからご意見を募集いたします。皆さまからいただいたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

意見募集案件	・三芳町協働のまちづくり条例 ・三芳町協働のまちづくり条例施行規則
意見募集期間	平成 19 年 12 月 3 日（月）～平成 20 年 1 月 11 日（金）
担 当 課 （提出・問合せ先）	総合政策室 政策推進係 〒354-8555 三芳町大字藤久保 1100-1 TEL 258-0019（内線 423） ： FAX 274-1055
趣旨及び目的	町では、まちづくりへの住民参加を推進し、住民自治の実現に寄与するため、その基本理念等を定める「三芳町協働のまちづくり条例」を制定しようと考えています。
原案作成の経緯	町では、第 4 次総合振興計画に定める重点施策「協働プロジェクト」により、住民参加型まちづくりの環境整備を図るため、平成 18 年度に公募住民による「協働のまちづくり研究会」を発足させ、協働のしくみづくりの研究を行い、「協働のまちづくり研究報告」の提出を受けました。この報告を受け、本年度、協働のルールや推進組織等について定める「三芳町協働のまちづくり推進計画」を策定しました。 今回の案件「三芳町協働のまちづくり条例（素案）」は、こうした流れを受け、「協働のまちづくり研究報告」に掲載された試案を尊重して作成したもので、協働の理念や基本方針、原則、参加者の役割と責務等について明文化し、協働の継続性や安定性を確保しようとするものです。

町の考え方及び論点	住民一人ひとりの感性や豊かな経験がまちづくりに活かされる環境を目指して、様々な立場の住民がまちづくりの情報を共有し、様々な場面で知恵と力を出し合い、尊重し合って主体的に行動することをまちづくりの基本とするため、この条例（素案）を制定しようとするものです。
意見応募方法	別添の「パブリック・コメント提出用紙」にて、上記担当課に郵便・FAX・持参などにより提出をお願いします。
公表資料	対象施策の案 1 三芳町協働のまちづくり条例（素案） 2 三芳町協働のまちづくり条例施行規則（素案）

三芳町協働のまちづくり条例（素案）

（前文）

三芳町は、みどり豊かな環境のもと、多くの先人たちの英知と努力によって歴史と文化がはぐくまれ、ぬくもりを実感できるまちとして発展してきました。人々のくらしと自然が調和した美しい風土は、何ものにもかえがたい住民の貴重な財産であり、これを子孫に引き継いでいくことは私たちみんなの願いです。

この財産を守り育てるとともに、自立した活力のあるまち、住民自らが誇れる魅力あるまちとしてさらに発展していくために、私たちはなお一層努力していかなければなりません。それには、より多くの住民がまちづくりの主役として参加し、住民と町が「パートナー」として信頼関係を築き、それぞれの役割を認識し合いながら、協働でまちづくりを進めていく必要があります。

住民一人ひとりの感性や豊かな経験がまちづくりに活かされる環境を目指して、様々な立場の住民がまちづくりの情報を共有し、様々な場面で知恵と力を出し合い、尊重し合って主体的に行動することをまちづくりの基本とするため、この条例を定めます。

（目的）

第1条 この条例は、住民と町の協働によるまちづくりに関し基本的な事項を定めることにより、まちづくり活動への住民参加を推進し、住民自治の実現に寄与することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 住民 次に掲げるものをいいます。

ア 町内に在住、在勤又は在学する個人

イ 町内で事業を営み、又は活動を行う個人、法人その他の団体

(2) 住民参加 住民が自らの意志を反映させることを目的として、町の施策・事業の企画立案、実施又は評価の過程に主体的に関わることをいいます。

(3) 協働 住民と町が、それぞれ自らの果たすべき役割を自覚して、対等の立場で協力し合い、補完し合って行動することをいいます。

（基本理念）

第3条 まちづくりは、次の各号に掲げる理念に基づき、協働で行われることを基本とし

ます。

(1) まちづくりは、住民参加の機会が平等に与えられるように進められなければなりません。

(2) まちづくりは、住民と町が情報を共有し、役割と責任を分担しながら進められなければなりません。

(3) まちづくりは、住民と町が対等なパートナーとして、相互の立場を尊重しながら進められなければなりません。

(住民の権利)

第4条 住民には、町政の情報を知る権利、町政に参加する権利及び町政について学ぶ権利があります。

(住民の役割)

第5条 住民は、まちづくりの当事者として、まちづくり活動への積極的な参加と良好な地域コミュニティの形成に努め、協働のまちづくりに協力します。

(町の責務)

第6条 町は、町政運営に当たって、住民参加の機会を確保するよう努めなければなりません。

2 町は、町政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく住民に提供し、住民がまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めなければなりません。

(個人情報の保護)

第7条 住民と町は、三芳町個人情報保護条例(平成15年三芳町条例第28号)に基づき、協働のまちづくりの推進過程で生じる個人情報を適切に取り扱わなければなりません。

(議会の役割)

第8条 議会は、住民の意思が町政に適切に反映されるよう調査及び監視を行い、総合的な観点から政策を審議して町の意思を決定します。

(住民参加の方法等)

第9条 町は、協働のまちづくりを推進するため、住民参加の方法等を規定した制度を定めます。

(必要な組織又は機関の設置)

第10条 町は、協働のまちづくりを推進するため、委員会その他の必要と認める組織又は機関を設置します。

(協働推進計画)

第11条 町は、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、協働推進計画を策定しなければなりません。

2 町は、協働推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行します。

三芳町協働のまちづくり条例施行規則(素案)

(趣旨)

第1条 この規則は、三芳町協働のまちづくり条例（平成19年三芳町条例第 号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めます。

(法人その他の団体)

第2条 条例第2条第1号イの法人その他の団体は、営利法人のほか、次の各号に掲げるものとしします。

- (1) 行政連絡区、自治会等の地域コミュニティ組織
- (2) NPO、農業協同組合、生活協同組合、社会福祉協議会等の公益的法人又は団体
- (3) 大学、幼稚園等の教育研究機関
- (4) まちづくり活動、ボランティア活動等を主な目的とした地域団体又はサークル
- (5) その他政治、宗教又は営利を目的とせず、自発的かつ自立的に公益活動を行う集団
(地域コミュニティ)

第3条 条例第5条の地域コミュニティは、行政連絡区（三芳町行政連絡区の設置及び区長、副区長の組織並びに運営に関する規則（昭和51年三芳町規則第8号）に規定するものをいいます。）、自治会その他の近隣社会としします。

(住民参加の方法等を規定した制度)

第4条 条例第9条の住民参加の方法等を規定した制度は、次の各号に掲げる住民参加のしくみとしします。

- (1) 住民と町がまちづくりの情報を共有し、又は住民から広く意見を聴く住民参加のしくみで、次に掲げるもの

ア まちづくり懇話会 町の主要な計画、施策・事業その他町政全般について住民と意見交換を行う制度

イ 情報公開制度 三芳町情報公開条例(平成17年三芳町条例第26号)に基づき、町の保有する情報を住民の請求により公開するほか、広報やホームページ等を利用して情報を積極的に提供する制度

ウ 出前講座等まちづくり学習制度 住民の要請により、町職員を住民が主催する集会、学習会等に派遣して、まちづくり学習を支援する制度

エ 審議会等会議の公開制度 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関及びこれに準ずる機関の会議を住民に公開

する制度

オ 地域懇談会 町が主要な計画又は施策・事業を策定する際に、住民に内容の説明や情報提供を行い、住民の意見を広く聴き、当該計画又は施策・事業に反映する制度

カ 町長への手紙 住民の視点からまちづくりの課題を直接町長に提案する制度

(2) 町が政策等を形成する過程に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの

ア パブリック・コメント手続制度 三芳町パブリック・コメント手続条例（平成19年三芳町条例第5）に基づき、町が基本的な方針若しくは計画を策定し、又は条例若しくは規則の制定等を行う際に、住民の意見を広く募集し、これらに反映する制度

イ 審議会等委員公募制度 町が第1号エに規定する会議の委員を任命する際に、構成委員の一部又は全部を広く住民から募集する制度

ウ まちづくり提案制度 町がまちづくりのモデルとなる事業等について、住民から広く提案を募集し、これらの提案のなかから補助、委託等により事業を実施し、住民の地域コミュニティや自主的なまちづくり活動を支援する制度

エ ワークショップ手法等による施策立案会議制度 町が主要な施策・事業を策定する際に、住民を公募し、ワークショップ（住民と町が相互に議論等を行うことにより、案を作り上げていく手法をいいます。）等を駆使して当該施策・事業を立案する制度

(3) 町が実施する事業に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの

ア 事業の企画委員会又は実行委員会制度 町の事業に住民の視点を導入することを目的として、住民が主体となった企画委員会又は実行委員会を組織し、事業の企画、運営等を一任する制度

イ 事業サポーター制度 町が実施する事業において、当該事業分野に関心が高い、又は精通している住民が当該事業のスタッフとして実践に関わる制度

ウ 協働のまちづくり登録制度 住民の知識、経験等をまちづくりに活かすことを目的として、人材、団体等を登録する制度

(4) 町が施策・事業を評価する段階に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの

ア 住民モニター制度 町が実施している、又は実施した施策・事業に対して、住民が感想、アイデア等を寄せる制度

イ 住民意識調査 町が主要な施策・事業を策定するに際し、調査項目を設定し広く住民から意見を収集し、住民の意識の傾向を把握・分析して当該施策・事業に反映する制度

ウ 行政評価制度 町が実施する、又は実施した施策・事業に対して、住民が評価に関わる制度

(5) 前4号までに掲げるものを除くほか、条例の目的を達成するための住民参加のしくみで、町長が必要と認めたもの

2 町長は、町が実施する施策・事業について、協働による取り組みが必要であると判断したときは、前項各号に掲げる住民参加のしくみから当該施策・事業に適切なものを複数選択して実施します。

3 第1項各号に掲げる制度の運用等に関し必要な事項は、他の条例、規則その他の規程に別段の定めがある場合を除き、この規則の施行の日から平成23年度までの間を目途に町長が計画的に定めます。

(必要な組織又は機関の設置)

第5条 条例第10条の委員会その他の必要と認める組織又は機関は、次の各号に規定するものとします。

(1) 協働のまちづくり住民ネットワーク 住民を中心として構成する協働推進組織で、まちづくりへの住民参加について情報交流及び支援を行うとともに、町と連携して効果的な協働手法や協働事業について検討し、また、自ら実践することを目的として設置されるもの

(2) 協働のまちづくり推進本部 町職員により構成する協働推進組織で、前号の組織を支援するとともに、条例第9条の住民参加の方法等を規定した制度の策定、協働関連の施策・事業の推進のほか、協働全般について各課の調整及び組織的な検討を行うことを目的として設置されるもの

(3) その他町長が必要と認める組織又は機関

2 前項に規定する組織又は機関の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行します。